

特別応援許可規程の新旧比較表

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
第2条（許可申請） 応援団方式の応援を行おうとする団体は、当球団に対し、予め、当球団所定の許可申請書を提出し、当球団の許可を得なければならない。 2 前項の許可申請を行う団体は、当球団所定の許可申請書に以下の事項を記載し、代表者が署名押印をしたうえで、これを当球団に提出しなければならない。 ① 団体名 ② 代表者名 ③ 団体の連絡先 ④ 構成員（経常的に応援団方式の応援に関わる者を含む。以下、同じ。）の数 ⑤ 構成員の氏名、住所、連絡先を記載した名簿 ⑥ 応援形態 ⑦ その他当球団が求める事項 3 本条に基づく許可申請を行う団体が、連合組織に属する場合、当該団体は、連合組織を構成する各応援団の名称、連合組織の役員の氏名その他当球団が求める事項を記載した書面を当球団に提出しなければならない。 4 本条に基づく許可申請を行う団体は、許可申請書とあわせて、当該団体の構成員全員が本約款第3条の規定に該当しないこと並びに本約款及び本規程の規定を遵守すること、並びに当該団体の構成員各自が一般の観客の模範たる応援リーダーとしての自覚をもって活動を行うことを確約した書面を当球団に提出しなければならない。 5 本条に基づく許可申請を行う団体は、許可申請書、許可申請書の添付書類、その他の関係書類に虚偽の記載又は不記載をしてはならない。 6 本条に基づく許可申請の後、許可申請書又はその添付書類に記載した事項に変更が生じた場合、当該団体は、速やかに当該変更を書面で当球団に提出しなければならない。 7 当球団は、適宜、本条に基づく許可申請手続の細則を定めることができる。	第2条（許可申請） 応援団方式の応援を行おうとする団体は、当球団に対し、予め、当球団所定の許可申請書を提出し、当球団の許可を得なければならない。 2 前項の許可申請を行う団体は、当球団所定の許可申請書に以下の事項を記載し、代表者が署名押印をしたうえで、これを当球団に提出しなければならない。 ① 団体名 ② 代表者名 ③ 団体の連絡先 ④ 構成員（経常的に応援団方式の応援に関わる者を含む。以下、同じ。）の数 ⑤ 構成員の氏名、住所、連絡先を記載した名簿 ⑥ 応援形態 ⑦ その他当球団が求める事項 3 本条に基づく許可申請を行う団体が、連合組織に属する場合、当該団体は、連合組織を構成する各応援団の名称、連合組織の役員の氏名その他当球団が求める事項を記載した書面を当球団に提出しなければならない。 4 本条に基づく許可申請を行う団体は、許可申請書とあわせて、当該団体の構成員全員が本約款第3条の規定に該当しないこと、本約款及び本規程の規定を遵守すること、<u>複数の球団の応援に同時に関わっていないこと</u>並びに当該団体の構成員各自が一般の観客の模範たる応援リーダーとしての自覚をもって活動を行うことを確約した書面を当球団に提出しなければならない。 5 本条に基づく許可申請を行う団体は、許可申請書、許可申請書の添付書類、その他の関係書類に虚偽の記載又は不記載をしてはならない。 6 本条に基づく許可申請の後、許可申請書又はその添付書類に記載した事項に変更が生じた場合、当該団体は、速やかに当該変更を書面で当球団に提出しなければならない。 7 当球団は、適宜、本条に基づく許可申請手続の細則を定めることができる。

第5条（不適格事由） 以下の各号に定める事由の一に該当する団体は、第4条1項に基づく許可を受けることができない。 ① 本約款第3条各号の事由の一に該当する構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ② 当球団又は当球団以外の者の主催する試合において退場措置を受けたことのある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ③ 本約款第8条各号の一に違反し又は違反する虞がある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ④ 当球団の定めた条件又は当球団の職員等の指示を遵守せず又は遵守しない虞がある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ⑤ 当該団体が連合組織に属する場合において、過去又は現在における当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が本約款第3条各号の事由の一に該当する団体 ⑥ 当該団体が連合組織に属する場合において、過去又は現在における当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が本約款第8条各号の一に違反し又は違反する虞のある団体 ⑦ 当該団体が連合組織に属する場合において、当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が当球団又は当球団以外の者が主催する試合において退場措置を受けたことのある団体 ⑧ 当該団体が連合組織に属する場合において、当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が当球団の定めた条件又は当球団の職員等の指示を遵守せず又は遵守しない虞があると認められる団体 ⑨ 当該団体の応援の実情、組織の状況、その他一切の事情に鑑み、真摯に試合の応援を行い、かつ、当球団の試合運営に積極的な協力を行うと認めることのできない団体 ⑩ その他応援団方式の応援を認めるのが適当であると認められない相当の理由がある団体	第5条（不適格事由） 以下の各号に定める事由の一に該当する団体は、第4条1項に基づく許可を受けることができない。 ① 本約款第3条各号の事由の一に該当する構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ② 当球団又は当球団以外の者の主催する試合において退場措置を受けたことのある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ③ 本約款第8条各号の一に違反し又は違反する虞がある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 ④ 当球団の定めた条件又は当球団の職員等の指示を遵守せず又は遵守しない虞がある構成員が過去又は現在所属し又は関与したことがある団体 <u>⑤ 複数の球団の応援に同時に関わる構成員がいる団体</u> ⑥ 当該団体が連合組織に属する場合において、過去又は現在における当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が本約款第3条各号の事由の一に該当する団体 ⑦ 当該団体が連合組織に属する場合において、過去又は現在における当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が本約款第8条各号の一に違反し又は違反する虞のある団体 ⑧ 当該団体が連合組織に属する場合において、当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が当球団又は当球団以外の者が主催する試合において退場措置を受けたことのある団体 ⑨ 当該団体が連合組織に属する場合において、当該連合組織の役職員、運営責任者その他これに類する地位の者が当球団の定めた条件又は当球団の職員等の指示を遵守せず又は遵守しない虞があると認められる団体 <u>⑩ 当該団体の応援の実情、組織の状況、その他一切の事情に鑑み、真摯に試合の応援を行い、かつ、当球団の試合運営に積極的な協力を行うと認めることのできない団体</u> <u>⑪ その他応援団方式の応援を認めるのが適当であると認められない相当の理由がある団体</u>
---	---